

農業者の皆さん「労災保険」の特別加入制度をご存知ですか？

労災保険は、本来、労働者の負傷、疾病、障害、死亡などに対して保険給付を行う制度ですが、強制加入義務のない農業者の方も、一定の要件のもとに特別加入という形で任意加入できます。

このような方が特別加入制度の対象になります。

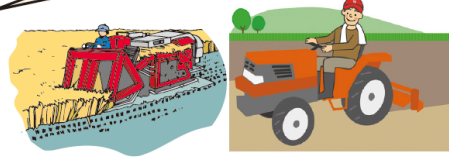


(1) 特定農作業従事者

年間農業生産物総販売額 300 万円以上または、経営耕地面積 2 畝以上の規模の方で、次に示す農作業に従事している方。

- ①トラクター等の動力により駆動する機械を使用する作業
- ②2 畝以上の高所での作業
- ③サイロ、むろ等の酸欠危険場所での作業
- ④農薬散布
- ⑤牛、馬、豚に接触し、または接触する恐れのある作業

一定の経営規模以上の方が加入できます

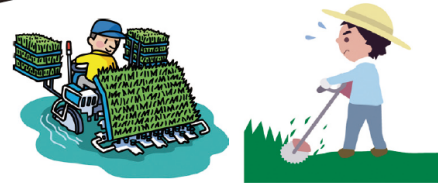


(2) 指定農業機械作業従事者

自営農業者（兼業農家を含む）の方で、次に指定された機械を使用し農作業を行う方。

- ①動力耕うん機その他の農業用トラクター
- ②動力溝堀機
- ③自走式田植機
- ④自走式防除用機械
- ⑤自走式動力刈取機、自走式収穫用機械
- ⑥トラック、自走式運搬用機械
- ⑦動力脱穀機や動力草刈機などの定置式または携帯式機械
- ⑧無人ヘリコプター（農業用途）

経営規模にかかわらず加入できます！



(3) 中小事業主等

雇用のある農業経営者で年間 100 日以上労働者を使用することが見込まれる事業主および労働者以外でその事業に従事する方（事業主の家族従事者など）

加入には一定の要件があります！

※(1)、(2)、(3)は重複して加入することはできません。

給付種類の一例です。

療養補償給付（けがの治療）、休業補償給付のほか障害給付や遺族給付、葬祭給付などがあります。

※給付については、**加入範囲内で労災認定される必要**があります。農作業を行う全ての行為が対象となるわけではありません。（労災認定は一関労働基準監督署が行います）

年間保険料は下記の金額です。（H31.1月現在、給付基礎日額 5,000 円の例）

加入区分	特定農作業	指定農業機械	中小事業主等
保険料額	16,425 円	5,475 円	23,725 円

※事務手数料別途

詳しい内容・お問い合わせは、お近くの JA 営農経済センター、または JA 営農振興課まで

生産資材価格動向について

1. 飼料

1 月～3 月は、全国全畜種総平均トンあたり約 500 円値上げとなりました。H 30.10 月～12 月は、800 円値下げから転じての値上げとなりました。大豆価格は下落しているものの、コーンは輸出需要が強く高止まりしており、為替については 12 月 113 円台で推移したことが値上げの要因となりました。

粗飼料については、各産地、品種ともおおむね順調に収穫されたものの、上級品は限定的となり、中級以下が主流となりますが、需要は増大しております。豪州産オーツヘイは、昨年産の在庫が逼迫していることから現地価格は上昇しています。

2. 肥料（H 30.11 月～H 31.5 月の価格）

H 30 の春肥料は、H 20 年の肥料高騰前と同水準まで引き下げになっておりましたが、H 31 春肥価格は前年対比で尿素の約 14.5%をはじめとし、高度化成で 6.4%の値上げとなりました。尿素については、世界最大の輸出国である中国の環境規制強化による減産が大きく影響しており、今後も国際市

況は堅調に推移するとみられます。

3. 保温包装資材（不定期）

農業用ビニール・農業用ポリエチレン・農ポリ類、被覆資材は原油を原料としたナフサから製造されますので、原油価格の動向に影響を受けます。原油価格は高水準で推移したことにより、価格は上昇傾向にあります。

段ボール資材については、古紙価格が 28 年から高騰し、国内メーカーは 31 年 1 月より 8 円 / ㎡が決定しました。これにより 31 年は製品価格で 6～7%の抑制となり、JA では材質の変更、規格の変更も視野に入れ、輸送試験を実施し価格の抑制に取り組みます。

4. 牧草種子

昨年 4 月、種苗会社が農林水産省から、種苗法違反の指摘を受けたことにより、各品種の「普通種」が廃止されました。今後、正確な品種名での販売となり、価格的には高くなることと予想されます。

昨年収穫した種子の販売は 3 月中旬以降となります。

生産資材ひろば